

# 言葉のセクハラ どう防ぐ

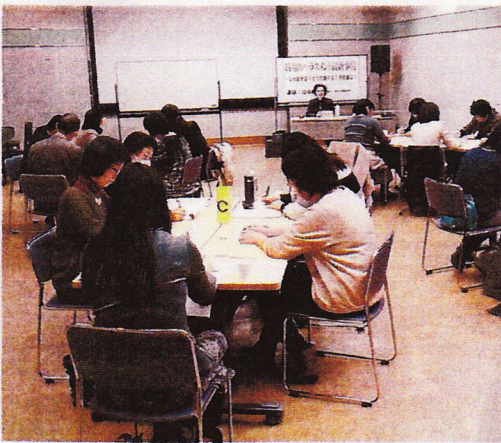
「言葉のセクハラ」を巡る訴訟で、最高裁は9月下旬、会社の懲戒処分を妥当とする厳しい判断を示し、「言葉だけ」と目くみちな風潮に警鐘を鳴らした。企業も個人も意識改革が求められる中、どんな発言が問題で、どうすれば防げるのかを改めて考えたい。

（二谷小百合、板東玲子）

「結婚して肌がつやつやしてきたな」「子どもが欲しいんやったらもっとがんばらな」。京都府の歯科衛生士の女性(30)は、3年前まで勤めていた歯科医院の男性医師から、たびたびこんな言葉をかけられた。24歳から勤務。26歳で結婚すると、急に性に関する話をするようになったという。

最初は笑って聞き流していたが、だんだん出勤するのが苦痛になり、歯科医と人きりになる診察スペースに入ろうとする気を取られた。夫と相談して医院を退職。女性も他人に最も触れられたくない夫婦の性が話題にされた。困っている様子を業しんでいて、今でも思い出すと本当に気が悪くなるという。

大阪大学教授の牟田和恵さん(ジェンダー論)も「セクハラは古い性別意識や正規、非正規、上司と部下といった地位の差を



セクハラの問題点や、対応の仕方などを学ぶ企業の人事担当者ら(大阪市内)

## 「妻や娘なら」と考える／相談窓口活用を

背景に行われ、たかが言葉という意識が透けて見える。相手を尊重する態度を持っていない」と強調する。

◆ 不用意な発言がセクハラと受け取られ、無意識のうちに関わりが加わる可能性がある。職場でのコミュニケーションでどんな意図をすればいいか。セクハラ問題を詳しく弁護士の出秀桂さんは、「神経質に

### 女性労働相談の24%

男女雇用機会均等法は、職場での性的な言動に対し、就業規則などによる禁止の明確化や相談体制の整備など、事業主が適切な措置を講じるよう義務づけている。厚生労働省や人事院なども、職場で問題となりがちな言動を例示したちらしを作成し、周知、啓発を図っている。しかし、連合が昨年6月、女性に関する全国「斉労働相談を実施したところ、最も多かったのが「セクハラ・パワハラ」嫌がらせ」で、全体の24.2%を占め、前年より8.3%増えた。「ホテル」などと誘われる」「結婚はまたしないのか」と言わ

- ・スリーサイズなどの身体的特徴を話題にする
- ・体調の悪そうな女性に「今日は生理か」などと言う
- ・未婚の人に「結婚相手を紹介してあげよう」などと言う
- ・「異性関係が派手らしい」などと性的なうわさを流す
- ・「だから女はだめだ」「男のくせにだらしない」「おばさん」など性別意識に基づく発言(人事院規則の指針や三木さんの話などを基に作成)

言葉のセクハラとされる主な例

「言葉のセクハラ」を巡る訴訟「もつお局さんやで」夜の仕事をかせへんの」などの発言を派遣社員に女性に繰り返したとして出勤停止と降格処分を受けた大阪の水族館運営会社の男性社員2人が、会社の懲戒処分は無効だとして提訴。1審の大阪地裁は棄却。2審の大阪高裁では、セクハラの実態は認めつつも「処分は無効」としたが、最高裁は2月下旬「懲戒処分が社会通念に反するとはいえない」と厳格な対応を支持し、会社側の逆転勝利とした。

なる」とは言い、相手の立場になる場合は、まずそうした場を利になつて考える力が必要だ」と用しよう。相談先がなければ、指摘する。男性管理職なら、妻や娘など近い人が同じ言葉を使ひせられた際、どう感じるかを想像してみると分かりやすいという。

一方、セクハラ被害に遭った場合はどうするか。職場内に相談窓口や組合がある場合は、まずそこへ相談する。田さんは助言する。

「間団体や専門会社など、企業こうした実態を受け、21世紀の人事担当者向けの講習会を開いているほか、それぞれの企業内でも社員向けの研修が行われている。